

# 社団法人 愛知県建築士事務所協会定款

創 立 昭和48年6月9日  
設 立 昭和48年12月14日

制 定 昭和48年6月9日  
改 正 昭和53年7月1日  
昭和54年7月2日  
昭和58年6月20日  
昭和60年10月17日  
平成2年3月7日  
平成11年8月2日  
平成18年4月27日  
平成20年4月18日

## 目 次

第1章 総 則	第1条～第4条
第2章 会 員	第5条～第10条
第3章 役員等	第11条～第17条
第4章 会 議	第18条～第27条
第5章 資産及び会計	第28条～第32条
第6章 雑 則	第33条～第38条

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、社団法人愛知県建築士事務所協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を名古屋市中区栄四丁目3番26号に置き、必要の地に支部を置く。

(目 的)

第3条 本会は、建築士法第23条に規定する建築士事務所の業務の適正な運営及び健全な発展並びに建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務
- (2) 建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
- (3) 建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
- (4) 定期講習及び管理建築士講習に関する業務
- (5) 建築文化に関する講演会
- (6) 建築士事務所業務の進歩改善に関する調査研究
- (7) 建築関係法令及び建築技術向上に関する調査研究
- (8) 建築物等の災害防止及び環境保全に関する調査研究
- (9) 建築物の安全確保に関し、建築物等の調査、診断、鑑定の実施について指導教育
- (10) 官公庁に対する建議、建築行政に関する協力、推進及び建築関係諸団体との連絡協調
- (11) 会誌及び事業に関する図書等の刊行及び配布
- (12) 建築の健全な進歩に寄与する対外活動
- (13) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第5条 本会の会員種別は、次のとおりとする。

(1) 正会員 愛知県内において建築士法により報酬を得て建築物の設計、工事監理等の業務を行なう建築士事務所の開設者である個人又は法人

(2) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同する愛知県内の個人又は法人

2 正会員をもって民法上の社員とする。

### (入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 正会員として入会の承認をうけた者は、総会において、別に定める入会金を納入しなければならない。

### (会 費)

第7条 会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

### (会員の権利義務)

第8条 会員の権利義務は、次のとおりとする。

(1) 会員は、定款その他の諸規程及び総会において成立した決議事項を遵守するものとする。

(2) 会員は、本会の運営に関して意見を述べることができる。

(3) 正会員は、総会における議決権及び役員への被選挙権を持つものとする。

(4) 会員は、会誌、会報の配布を受ける。

2 前項における会員の権利は、各1個とする。

### (退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届出なければならない。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 建築士事務所を廃止したとき

(2) 建築士事務所の登録を取消されたとき

(3) 会費を6ヵ月以上納入しないとき

(4) 会員が死亡し、又は解散したとき

### (除 名)

第10条 会員にして本会の名誉を傷つけ、又は定款に反するような行為があったときは、総会において総正会員の3分の2以上の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役 員 等

### (種 別)

第11条 本会には、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 3名以上5名以内

(3) 専務理事 1名

(4) 理 事 20名以上26名以内

(会長、副会長及び専務理事を含む。)

(5) 監 事 2名又は3名

### (選任等)

第12条 役員は、総会において選任する。

- 2 理事は、互選により常務理事5名以上7名以内を定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。また監事は相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 4 常勤の役員については、有給とすることができる。
- 5 第1項に係る役員の選任に関し必要な事項及び前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の定めるところにより、本会の会務を処理する。
- 4 常務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の定めるところにより、本会の常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、会務の執行をはかる。
- 6 監事は、民法第59条に定める職務を行なう。

(支部長)

第14条 支部に支部長1名を置く。

- 2 支部長は、支部総会において、当該支部を構成する正会員のうちから選任する。
- 3 支部長は、支部を代表し、支部の会務を処理する。

(任期)

第15条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する第31条第2項に規定する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合、又はその任期満了の場合においても、後任者の就任までは、なお、その職務を行う。

(解任)

第16条 総会において、総正会員の3分の2以上の議決により、役員として不適当と定めた役員については、任期中であってもこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(名誉会長、顧問、相談役、参与)

第17条 本会に名誉会長1名並びに顧問、相談役及び参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会に諮って会長が推薦する。
- 3 参与は、本会役員に任にあったもののうちから理事会に諮って会長が推薦する。
- 4 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応え、又は各種会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

## 第4章 会 議

(種別)

第18条 会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会に分ける。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成し、理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 事業計画の決定
- (3) 重要な財産の取得、処分に関する事項
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

(5) 正会員の20分の1以上から、総会開催日30日以前に、あらかじめ議題として提出された事項

(6) 出席正会員の4分の3以上の同意があったときは、第21条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項以外の事項

2 理事会は、この定款で別に定めたもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会において委任された事項
- (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

3 前項第4号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(招集)

第21条 会議は、会長が招集する。

2 会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対し、会議の付議事項、日時及び場所を示して、総会にあっては10日前、理事会にあっては7日前に、文書で通知しなければならない。ただし、理事会は、会長が特に緊急を要すると認めた場合は、この限りでない。

(開催)

第22条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催するほか、正会員の5分の1以上、又は監事から会議に付議すべき事項を示して、請求があったときに、30日以内に開催する。

3 理事会は、必要なときに随時開催する。

(議長)

第23条 総会の議長は、出席正会員のうちから選任し理事会の議長は、会長をもってこれに当てる。

(定足数)

第24条 会議の定足数は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、正会員の2分の1以上
- (2) 理事会は、これを構成する理事の2分の1以上

(決議)

第25条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決める。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員または理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 出席正会員の数又は理事の数、氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席正会員又は理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

3 議事録は、事務所に備え付けて置かななければならない。

## 第5章 資産及び会計

### (資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

### (資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を得て会長が別に定める。

### (経費の支弁)

第30条 本会の経費は、会費、寄付金、基本財産又は事業から生ずる収入でこれを支弁する。

### (予算及び決算)

第31条 本会の収支予算案は、年度開始前に、総会の議決により定めなければならない。

2 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、通常総会開催の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録

3 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

4 会長は、前項の書類及び報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

### (事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 毎月の収支は、専務理事が計算書を作成し、少なくとも3カ月以内ごとに理事会に報告する。

## 第6章 雑 則

### (定款の変更)

第33条 この定款は、総会において総正会員の3分の2以上の同意を得、愛知県知事の認可を得なければ変更することができない。

### (委員会及び部会)

第34条 会長は、会務運営ならびに第4条の事業遂行のために必要なときは、理事会の議決を得て委員会及び部会を設けることができる。

2 委員会及び部会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

### (事務局)

第35条 本会の事務を処理するため事務局を設け、有給の事務局長、職員を置くことができる。

2 事務局及び職員に関する規定は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

### (解 散)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第37条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において総正会員の3分の2以上の議決を得、かつ、愛知県知事の許可を受けて、本会と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

### (細 則)

第38条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上、必要な細則は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 設立時の役員は、第12条の規定にかかわらず、設立総会において選任するものとする。
- 2 前項の役員の任期は、会長および専務理事を除き、その半数は1カ年とする。
- 3 支部の設置のない地区の役員選任は、第1項の規定による。

附 則

- 1 この定款の変更は、愛知県知事の認可のあった日（平成11年8月2日）から施行する。
- 2 変更後の第12条第1項及び第2項の規定は、変更後に選任される役員から適用する。
- 3 変更後平成13年3月31日までに選任される役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず同日までとする。

附 則

この定款の変更は、愛知県知事の認可のあった日（平成18年4月27日）から施行する。

附 則（平成20年3月27日 通常総会）

- 1 この定款の変更は、愛知県知事の認可のあった日（平成20年4月18日）から施行する。
- 2 変更後の定款第11条第4号の規定は、次の役員を選任するときから適用する。